

トレジャーネット取引取扱規程 新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>トレジャーネット取引取扱規程</p>   | <p>トレジャーネット取引取扱規定<br/><u>むさし証券</u></p>  |
| <p>第1条 規程の趣旨<br/>この規程は、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器を利用した、むさし証券株式会社（以下「当社」といいます。）の証券取引その他当社が提供するサービス（以下「トレジャーネット」といいます。）の利用に関するお客様と当社との取り決めです。（以下「本規程」といいます。）</p>  | <p>第1条 規定の趣旨<br/>この規定は、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器を利用した、むさし証券株式会社（以下「当社」といいます。）の証券取引その他当社が提供するサービス（以下「トレジャーネット」といいます。）の利用に関するお客様と当社との取り決めです。（以下「本規定」といいます。）</p>  |
| <p>第3条 <u>トレジャーネットの利用</u><br/>(3) <u>トレジャーネットのご利用に必要となる通信機器等は、全てお客様ご自身でご用意いただくもの</u>とします。また、<u>通信費用</u>（維持費用等を含みます。）もお客様ご自身の負担とします。</p>   | <p>第3条 <u>トレジャーネットの利用</u><br/>(3) <u>トレジャーネットのご利用に必要となる通信機器等は、全てお客様ご自身でご用意いただくもの</u>とします。また、<u>通信機器等に付随する一切の費用</u>（維持費用等を含みます。）もお客様ご自身の負担とします。</p>  |
| <p>第4条 <u>口座番号及びログイン仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録</u><br/>(1) <u>お客様がトレジャーネットのご利用を開始されるにあたり、当社はお客様に対し口座番号及びログイン仮パスワードを発行します。ログイン仮パスワードは初回ログイン時に必要なものです。お客様は初回ログイン時にログイン仮パスワードを変更し、以後、変更したパスワードを使用するものとします。</u><br/><br/>(3) <u>口座番号及びパスワードの第三者への貸与、譲渡その他、又はこれらを第三者に使用させることは一切禁止</u>します。</p> | <p>第4条 <u>口座番号及び仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録</u><br/>(1) <u>お客様がトレジャーネットのご利用を開始されるにあたり、当社はお客様に対し口座番号及び仮パスワードを発行します。仮パスワードは初回ログイン時に必要なもので、本パスワード（トレジャーネットの正式なご利用に必要なパスワードで、以下「パスワード」といいます。）は、その時点でお客様ご自身により指定・登録していただくものとします。</u><br/><br/>(3) <u>口座番号及びパスワードの第三者への貸与、譲渡その他これらを第三者に使用させることは一切禁止</u>します。</p> |
| <p>第5条 <u>執行パスワード</u><br/>(2) <u>お客様がトレジャーネットのご利用を開始されるにあたり、当社はお客様に対し執行パスワードを発行します。</u></p>   | <p>第5条 <u>執行パスワード</u><br/>(2) <u>執行パスワードは、トレジャーネットの利用申し込み時に、お客様ご自身により指定していただくものとします。</u></p>  |
| <p>第6条 <u>法令等の遵守</u><br/>お客様及び当社は、トレジャーネットの利用にあたり、本規程によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則等を遵守するものとします。</p>  | <p>第6条 <u>法令等の遵守</u><br/>お客様及び当社は、トレジャーネットの利用にあたり、本規定によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則等を遵守するものとします。</p>  |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第7条 自己責任の原則</p> <p>お客様は、本規程及び当社が定めた諸規程並びに約款等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断においてトレジャーネットを利用し当社との取引を行うものとします。</p>   | <p>第7条 自己責任の原則</p> <p>お客様は、本規定及び当社が定めた別規定並びに約款等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断においてトレジャーネットを利用し当社との取引を行うものとします。</p>  |
| <p>第8条 取引の名義</p> <p>(1) <u>トレジャーネットの利用にあたり、お客様は本人確認書類に記載された住所・氏名等を使用するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の住所・氏名等については原則として気付、様方等は使用できないものとします。</u></p> <p>(3) <u>お客様は、住所・氏名のほか、電話番号・メールアドレスその他当社が定める項目を正しく登録するものとします。変更の際は、遅滞なく当社所定の変更手続きを行うものとします。</u></p> | <p>第8条 取引の名義</p> <p>(1) <u>トレジャーネットの利用にあたり、お客様は真正の住所・氏名を使用するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の住所・氏名は本人確認書類に記載されたものと同一のものとし、住所については原則として気付、様方等は使用できないものとします。</u></p> <p>(3) <u>お客様は、住所・氏名及び届出印等の変更に際して、遅滞なく当社所定の変更手続きを行うものとします。</u></p> |
| <p>第9条 <u>株式等振替決済口座制度の利用</u></p> <p>お客様からお預かりする株式等は、<u>全て社債、株式等の振替に関する法律に基づき管理します。</u></p>   | <p>第9条 <u>保管振替制度の利用</u></p> <p>お客様からお預かりする株券は、<u>お客様ご本人名義の株券を含め、全て保管振替制度の利用に係る保護預り</u><br/><u>とします。証券保管振替機構に届け出る住所・氏名及び届出印等は、当社にお届けの住所・氏名及び届出印等と同一であるものとします。</u></p>  |
| <p>第10条 取引残高報告書制度の利用</p> <p>お客様は全て取引残高報告書制度を利用するものとし、当社が別途定める「取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規程」に基づいた所定の交付様式に同意していただきます。</p>  | <p>第10条 取引残高報告書制度の利用</p> <p>お客様は全て取引残高報告書制度を利用するものとし、当社が別途定める「取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規定」に基づいた所定の交付様式に同意していただきます。</p>   |
| <p>第14条 取扱数量の範囲</p> <p>(1) <u>お客様がトレジャーネットを利用して売付の注文を行える数量は、保護預り約款等に基づき当社がお客様からお預かりしている銘柄・数量の範囲内とします。</u></p>  | <p>第14条 取扱数量の範囲</p> <p>(1) <u>お客様がトレジャーネットを利用して売付の注文を行える数量は、保護預り約款等に基づき当社がお客様からお預かり又は保管している銘柄・数量の範囲内とします。</u></p>   |
| <p>第16条 入金及び出金</p> <p>(1) <u>お客様が当社に金銭を預け入れる場合は、当社の指定する銀行口座へお客様ご本人名義による振り込み又はネットバンク入金サービスによるものとし、振り込みによる手数料等は、お客様にご負担いただくものとします。</u></p>   | <p>第16条 入金及び出金</p> <p>(1) <u>お客様が当社に金銭を預け入れる場合は、当社の指定する銀行口座へお客様ご本人名義による振り込みに限るものとし、その際に発生する振込手数料等は、お客様にご負担いただくものとします。</u></p>   |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第 17 条 入庫及び出庫</p> <p>(1) お客様の口座への株式等の入庫は、原則として証券保管振替機構を利用した金融商品取引業者間の一般振替に限るものとします。</p> <p>(2) お客様の口座からの株式等の出庫は、原則として証券保管振替機構を利用した金融商品取引業者間の一般振替によるものとします。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p>   | <p>第 17 条 入庫及び出庫</p> <p>(1) お客様の口座への株券等の入庫は、原則として証券保管振替機構を利用した金融商品取引業者間の一般振替に限るものとします。</p> <p>(2) お客様の口座からの株券等の出庫は、原則として証券保管振替機構を利用した金融商品取引業者間の一般振替によるものとします。</p> <p>(3) <u>前項にかかわらず、お客様より別途出庫の請求があった場合又はお客様が当社との取引を解約される場合並びに当社がトレジャーネットのサービス利用を解除する場合は、当社は配達証明付郵便により、お客様があらかじめお届けになっている住所に送付することができます。ただし、当該取り扱いにかかる費用は、当社が別途定める額をお客様に対し請求できるものとします。</u></p> <p>(4) <u>前項の費用請求については、当社の事情によりトレジャーネットのサービスを一方的に終了した場合は除くものとします。</u></p> |
| <p>第 18 条 有効期間</p> <p>(3) 株式の注文において、当該株式の<u>上場</u>されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は、変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても当該注文は全て無効となります。</p> <p>(4) 株式の注文において、当該株式について額面変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は、<u>権利付き最終日</u>を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても当該注文は全て無効となります。</p> | <p>第 18 条 有効期間</p> <p>(3) 株式の注文において、当該株式の<u>上場又は登録</u>されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は、変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても当該注文は全て無効となります。</p> <p>(4) 株式の注文において、当該株式について額面変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は、<u>変更される日の前営業日</u>を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても当該注文は全て無効となります。</p>  |
| <p>第 20 条 受付・取消及び変更</p> <p>(2) ①お客様の売買注文の内容が、本規程第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条に定める事項のいずれかに反している場合</p>   | <p>第 20 条 受付・取消及び変更</p> <p>(2) ①お客様の売買注文の内容が、本規定第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条に定める事項のいずれかに反している場合</p>  |
| <p>第 21 条 執行</p> <p>(2) ①お客様の売買注文を受け付け後、当該注文を執行するまでの間に本規程第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条に定める事項のいずれかに反した場合</p>  | <p>第 21 条 執行</p> <p>(2) ①お客様の売買注文を受け付け後、当該注文を執行するまでの間に本規定第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条に定める事項のいずれかに反した場合</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第 26 条 <u>トレジャーネットのサービス利用の解除</u></p> <p>(1) ②お客様が、<u>トレジャーネットに口座を開設されたにも関わらず 1 年以上サービスの利用を開始されない場合又は金銭・株式等のお預かりが一切無くサービスの利用も 1 年以上無い場合</u></p> <p>③お客様が、<u>本規程</u>その他法令等に違反した場合</p> <p>(2) 当社が<u>トレジャーネットのサービス利用を解除する場合、当社は保護預りしている株式等を速やかにお客様に返還するもの</u>とします。返還の方法は、<u>本規程第 17 条第 2 項</u>に定める方法によるものとしてします。</p> | <p>第 26 条 <u>トレジャーネットのサービス利用の解除</u></p> <p>(1) ②お客様が、<u>トレジャーネットに口座を開設されたにも関わらず 1 年以上サービスの利用を開始されない場合又は金銭・株券等のお預かりが一切無くサービスの利用も 1 年以上無い場合</u></p> <p>③お客様が、<u>本規定</u>その他法令等に違反した場合</p> <p>(2) 当社が<u>トレジャーネットのサービス利用を解除する場合、当社は保護預りしている株券等を速やかにお客様に返還するもの</u>とします。返還の方法は、<u>本規定第 17 条第 2 項又は第 3 項</u>に定める方法によるものとしてします。</p>  |
| <p>第 28 条 <u>免責事項</u></p> <p>(10) <u>本規程</u>第 25 条及び第 27 条に定める事項により生じた損害</p>  | <p>第 28 条 <u>免責事項</u></p> <p>(10) <u>本規定</u>第 25 条及び第 27 条に定める事項により生じた損害</p>  |
| <p>第 29 条 <u>届出事項の変更</u></p> <p>お客様の<u>住所・氏名等</u>、<u>トレジャーネットの利用に係る当社へのお届け事項に変更が生じた場合には、当社所定の手続きにより速やかに当社へ届け出ていただくもの</u>とします。また、この届出を行わないことで生じたお客様の損害については、<u>当社はその責を一切負わないもの</u>とします。</p>  | <p>第 29 条 <u>届出事項の変更</u></p> <p>お客様の<u>住所・氏名・届出印等</u>、<u>トレジャーネットの利用に係る当社へのお届け事項に変更が生じた場合には、当社所定の手続きにより速やかに当社へ届け出ていただくもの</u>とします。また、この届出を行わないことで生じたお客様の損害については、<u>当社はその責を一切負わないもの</u>とします。</p>  |
| <p>第 30 条 <u>規程の変更</u></p> <p>(1) <u>本規程</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた時に、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更される</u>ことがあります。</p> <p>(2) 変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) <u>削除</u></p>   | <p>第 30 条 <u>規定の変更</u></p> <p>(1) <u>本規定</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた時には<u>変更されることがあります</u>。</p> <p>(2) <u>変更の内容が、お客様の従来の権利を著しく制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものである時は、当社はその内容を事前にご通知するもの</u>とします。この場合、<u>所定の期日までに異議のお申し出がない時は、その変更にご同意いただいたもの</u>として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) <u>前項の通知は、インターネットメールによる方法に代えることができるもの</u>とします。</p> <p>(4) <u>第 2 項の通知は、変更の内容が軽微であると当社が判断した場合、当社トレジャーネットホームページ上の掲示による方法に代えることができるもの</u>とします。</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>付 則<br/>第1条 既存顧客の口座開設</p> <p>既に当社とお取引のあるお客様が、当該お取引口座に替えてトレジャーネットの口座開設を希望される場合には、お取引に幾つかの制限があることを同意いただけるものとしします。</p>  | <p>付 則<br/>第1条 既存顧客の口座開設</p> <p>既に当社とお取引のあるお客様が、当該お取引口座とは別にトレジャーネットの口座開設も希望される場合には、お取引に幾つかの制限があることを同意いただけるものとしします。</p>                           |
| <p>付 則</p> <p>(1) この規程は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。</p> <p>(2) この規程は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。</p> <p>(3) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。</p> <p>(4) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。</p> | <p>付 則</p> <p>(1) この規定は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。</p> <p>(2) この規定は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。</p> <p>(3) この規定は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。</p> |